

寛永通寶の中國流通について

川久保 悌郎

我が中世以降近世にかけて貨幣経済の発達に伴い外国錢たる中国の宋錢及び明錢（永樂通寶）が大いに流入し主要な通貨として行使されて来たことは、周知の通りである。このことが餘りにも顯著なためか、逆に我が国の銅錢が海外へ流出した事實については、その史的意義如何は姑く措くとしても、従来案外関心に上りなかつた感みがある。たゞ、なほこの問題に注意を向け考察を試みたものが全然なかつたわけではない。例へば、既に岩生成一博士は「江戸時代に於ける銅錢の海外輸出に就いて」(『史學雜誌』)なる論文に於いてこの問題をとり上げられている。同博士は日中兩史料の外、博士の最も得意とするオランダ側の史料を駆使されて我が對外貿易を軸とし廣く東亜の國際貿易商

況を考慮に入れ、我が銅錢が琉球及び印度支那方面に輸出され、彼地に於いて流通した事實とその経緯を實證され、その結論として「(上略)江戸時代初期我が経済圏は異常に膨脹し遂に南洋にまで及んだ。永く前代より蓄積された銅錢は、此の擴大した我が経済圏内各地に流動した。或は通貨其の物として、或は鑄造原料として廣く海外市場の需要を充した。其の後海外渡航杜絶せしめ、その墜勢と海外市場の強き欲求は依然として我が銅錢の輸出を促した。我が豊富なる銅鑛と鑄造技術の進歩は能く其需要に應じ終に江戸時代末期に及んだ様である。」と述べている。これを以てしても、我が国と交通・貿易上最も密接な向柄に在り、しかも日本銅を多額に輸入した中国について

この事實は見出されぬが、其がなからう。果して清国通商條約(明詔二十三年日)の編者は、清朝時代の銅錢を詳説した條で、我が寛永通寶の行われたことを指摘して居り、(同書第一編天、第二部)、末に(通商條約)、清国行政法(一四十年)の編者も清代中國に流通した錢の種類を挙げて條で外國錢に言及し、(日本新編等)、錢も亦輸入せられ、銅錢を混して流通させ、(一覽の註)、永通寶ノ如キ最モ多ク之ヲ用ルト云フ(同書第三貨幣及錢ノ部)と記している。最平我が寛永通寶の中國流通は實に容れぬところであるが、兩書とも文献上の證據に於いては同等であるところがない。岩生博士が前記論文に於いて當條論及されて居る可きであつた中國に於いて敢て頼れようとするなかつたのも、或はこれを證するに足る具體的史料の乏しいためではなからうか。

さて景道祖の目的で、「天清寶錄」を渉術中、偶々我が寛永通寶が中國の一部に可成り流通してゐたことを示す一節に引用したのみ、それをこの紹介することとする。而して「天清寶錄」は清代

史研究上必須の根本資料であり、また右の一節はよりホビュラ一本文獻である。「東洋通寶」にも載せられてゐるのみ、恐らく既に長く知られてゐる。寛永も多からうと思ふ。たゞ中國の資料に接する機会が比較的少ないと思われ、因史關係の方々に何等かの参考ともなれれば幸である。

即ちその一節と云うのは、天清寶錄高宗卷四一六、乾隆十七年七月甲申の條に

又諭。(A)向爾遠近地方、有行使寬永錢之處、乾隆十四年曾發方親奉旨查獲、嚴以現在銅錢罪處。未令深究、且以爲不過列市井商賈、近沙板之類、仍屬本朝名號、乃近日浙省搜獲賊犯、海案一案、又曾行使寬永錢之語、意係寬永通寶字樣、夫制錢國寶、且銅紀年免年號、即或私鑄小錢、攪雜行使、其罪止於私鑄、若別有寬永通寶錢之、則其由來不可不嚴爲查究。(B)又南江、以南末市鹽場、行使者多、每錢一兩、折易制錢四、此項錢文、發其半、後鑄成或支、又入市行使、則必同鑄發之、無難查獲、當請論罪、並請、並有爲今戶部等、其詳奏、所請

海濱郡縣。一併令該督撫等密行查辦。下可因從前之失於查察。遂爾稍存因護。並宜鎮靜辦理。勿令胥役人等借端滋擾。聲張多事。(1)尋尹繼善莊有恭詳奏。懇永錢文。乃聚洋後地所鑄。由內地商舖帶回。江蘇之上海浙江之寧波乍浦等海口。行使最多。(2)查寬永爲日本紀年。原任檢討朱泰等奏內。載有善妻錢一書。有寬永三年序。又原任徐謙之中山傳信錄內載市中皆行寬永通寶。是此錢皆出外洋。並非內地有開鑄錢之處。但既係外國錢文。下應據和行使。(3)臣等現據沿海各屬會。嚴禁商船私帶入口。其零星散佈者。官爲收買。商局之錢。報銷。

とあるのがそれである。この上議は稍々長文に互るから、記號を挿入しておいたように、内容上これを(A)(B)(C)の三つの段落に區切り、更に(1)段は(1)(2)(3)の小段落に分けて説明を加えよう。(A)段の大意を二行は、向きに瀟海の地方で寬永錢を行使している處があるに聞き及んだことがあり、まる乾隆十四年には万親承がこれを查禁するよう奏請したことがあり、だが、朕は現在制錢が騰貴している

故未だ深く追究せしめないでいる。のみならず民間で云われているところの瀟海沙板の錢の如きは、本朝名の錢貨についてのだけのこと、餘り毫に介しなかつた次第であるのに、近日浙江省で搜獲した賊犯海震の審理案件中にも寬永通寶行使云々の語が見えてくる。制錢は國幣であつて紀年、年號を鑄てあり、小錢を私鑄してこれと混之使う者亦あつてもその罪は私鑄律にあたるに止まるが、若し別に寬永通寶なる錢文があるとするならば、それは寧ろ置けないことだ、その來源を嚴重に調査追究しなければならぬ、と云うに在る。これによれば、少くとも乾隆十七年以前から寬永通寶なる錢文が浙江省方面の海濱地方に於いて用いられていたことが判明する。次ぎの(1)段は、由くところに來ると、この種の錢が江蘇以南の地方の米市、塩場の取引に最も多く行使され、銀一兩に易えられる制錢中その殆んど半はを占めてゐる由だと云い、尹繼善、莊有恭等に命じてその末歴を確查報告せしめると共に、浙江、福建の瀟海の諸郡縣に關しては当該督撫をして密かに檢察を行わしめた

ことを物語り、これによりて江南地方の未・塩の市場に我が寛永通寶が制錢に混つて相當流通していたことが後の得られる。更にの段(1)は、の段にある通り尹世善、莊有恭等が命に木り寛永通寶の乘歴調査に当り、その結果を報告したもので、それが東洋の倭地印ち我が國の鑄錢で、内地商船のまり中國船によつて持方運はれて来たものであること、且つそれが江蘇の上海、浙江の寧波、乍浦等の港口で最も多く使用されていることを明かにしている。(2)は尹、莊兩人等の寛永通寶についての談話で、謂わは中國側の「寛永」なる日本年號に關する考證とも云うべきであらう。この部分は當時に於ける中國官寮の我が國についての常識、程度の一斑を窺わしめるものとして少なからず興味を唆るものがある。こゝに引合ひに出されている朱彝尊(一六二九—一七〇九)は、云々までもなく清代に於ける著名な學者、文人の一人で、その著書には曝書亭集八十卷、日下舊聞四十二卷其他多くの詩文案の類がある。こゝに云う寛永三年の序のある「言要録」はその中に載せられていると云

うのは、恐らくは曝書亭集のことかと思つが、未だこれを確める機会を持たないでいる。次に擧げられてゐる徐葆光の「中山傳信錄」は、人も知る明清時代の琉球事情に關する好史料であつて、康熙五十七年に琉球國王世子尚貞が國王に冊封された際、徐自身が冊封副使として彼の地へ赴き親しく見聞したところを録してゐる。この書には、この條で言及されてゐるように、琉球の市中では我が寛永通寶が専ら流通して日幣の用を足してゐたこと記して

市中交易、用錢無銀。錢無輪廓。向有舊錢。如

鴉張大應變。或有文武字已絕少。(中略)其
 平日皆行寛永通寶錢。錢背無字。或有一文字。按
 歲在壬戌。此日本萬曆也。錢模大小亦與前明萬
 曆錢相若。錢邊皆有洞。每百隨國銀一錢二分。
 國朝興隆三、琉球市用日
 本錢。及十廿一兩也。(下略)

とある。琉球に寛永通寶が流通してゐたことについて、岩生博士が前記論文と同じくこの條を引用して論議されたところでもあり、本題からも離れるが、これ又上立方入らない。云に及つて最後に述べれば、如る状況に鑑み沿海諸地方の

各官員に命じて商船が私かに寛永通寶を船載して海口に入るのを嚴禁せしめると共に、既に處々に散布してしまつたものは、当局がこれを收購して集め、鼓局（造幣局）に送り鑄錢の原料に充てるよう處置を講ずることとしたことと判断する。

以上こゝに紹介した上諭は、我が寛永通寶が少くとも清代乾隆前期に於いて中國の江蘇、浙江、福建等の沿海諸省の一部に流通していた證據のあること、殊に對日貿易の要津であつた上海、寧波、乍浦等の海口附近の地方では、その流通量の決して少ないものになつたことも證しているわけである。本稿の目的は、要するにかゝる事實の存在を指摘することに止まるが、こうした事實の由つてまつた事情について何等かの手掛りが得られないであらうか、たとへ得られないにしても、その背景を考へて見ることには無益でないと思われる。蛇足ながら一、二の考察を加へ、併せて大方の御教示を仰ぐこととする。

改めて断るまでもないが、寛永通寶は前代より流通久しかつた明錢に代つたところの、我が江戸

時代の代表的錢貨で寛永十三年（一六三六）始めて鑄られ、その後幾度かの改鑄を経て明和年間（一七六四—一七七一）に反んでゐる。その時期は中國で云へば明末の崇禎九年から略々清朝の乾隆中葉に至る間に當る。この間中國にあつては明清の交替があり、その混乱期を経て新政權清朝による諸施策が漸々確に就いて行つた然し、清朝の基礎が確立するのは、矢張り台湾の鄭氏の覆滅と三藩の乱の平定を以てであり、爾後國勢は上昇線を辿ることとなる。清朝に抵抗しつゝ、海賊勢力として東南支那海上に猛威を振つた鄭氏の動きは、當時に於ける東亞の國際貿易に少なからず變動を與へたのみならず、鄭氏に對する制裁策としてとられた順治十二年（一六五五）（明曆九年）よりする漁業、同十八年（一六六一）（寬文元年）の遼東令の實施は、日中相互の貿易に影響を下には措かなかつたであらう。一方我が國に於いては對外政策の差るしい轉換があり、爾後の對外貿易關係の方向が決定づけられたことは周知の通りである。即ち寛永通寶の陶鑄に先立つた三年前の寛永十年（一六三三）には朱印船以外

の邦人船の海外渡航禁止、同十二年には邦人の海外渡航と異國居住邦人の歸國禁止及び支那船の長崎以外入港禁止、更に同十六年（一六三九）のポルトガル人の來航禁止に及び、同十八年（一六四一）には長崎を以て我が國唯一の貿易港となすに至り、こゝに一連の所謂鎖國令が實施を見た。爾後に於ける長崎一港を窓口とする對オランダ貿易と對清貿易の動向とその推移とは、とりわけ後者のそれは、後で觸れる中國の事情と相俟つて本稿テーマの背景をなすところの客觀的條件と云つてよからう。

ところで、我が對清貿易は、主として金銀及び銅の金屬類を輸出し、中國の主絲、絹織物を輸入することによつて營まれ、輸入超過の片貿易であつたから、勢い多量の金銀の流出を招いた。金銀の流出が國家財政上、國民經濟上問題化するに至るのは必至であつた。金銀の流出防止の向題と結んで主要輸入品生絲に關する絲割符制の廢止（一六五〇年）、銀輸出の禁（一六六八年）、或はまた市法賣買の制定（一六七一、寛文十一年）、貞享二年（一六八五）の絲割符制の復活と市法賣買の廢止等々迂餘曲折

を経つ、長崎貿易は次第に制限されて行き、遂に新井白石の立案に係かる正徳五年（一七一五、清康熙五十四年）の長崎貿易新令に至つてその制限は一層強化された。金銀の流出と並んで銅の海外輸出も亦著るしい現象で、對清貿易上に於ける日本銅輸出の消長如何の向題は、特に本稿に直接繋がる重要事項だけに不向に附するわけには行かない。幸いこの點については、同じく岩生博士の論文「近世日支貿易に關する數量的考察」（「史學雜誌」六三ノ一）に精細克明な記述があり、例之は「長崎來航支那船出帆地別數表」、「長崎來航支那船輸出銅數量表」等の表に見る如く、その實態は可成り明かである。

それでは中國で日本銅を需要したのは、如何なる事情に基くのみあらうか、後述する如く、その一半の理由は鑄錢原料を日本銅に仰いだからである。従つて日本銅の需給關係は中國當時の貨幣事情、通貨の流通状態と直接向接の關係を持つこととなる。併し中國のような廣地域に於ける、しかも複雜極まる經濟事象の下に於いて通貨事情の如きは、時折により絶えざる變動にさらされており、諸要因の絡み合ひであるから、一因を以て直ちに

他を推すことは出来ない。それ故、我が寛永通寶が中國に於いて局地的にしろ行使されたその事情を追究して見ても結局結論は出ないのである。またその方法についてもきめ手のない向題とまわざるを得ない。たゞこゝでは寛永通宝が流通していたという確證のある乾隆前期頃を一度の目安として、これは先立つ時期の中國の通貨事情を聊か窺つて見よう。

頗る大まかな推測ではあるが、清朝初期に於ける制錢（法定銅錢）の流通状態は円滑を欠いていた模様で、その鑄造額、従つてまたその流通量は、その教的な詮索は兎も角として、需要に應じない傾向に在り、錢價の騰貴を來たしていたようである。康熙十八年（一六七九）の上諭には「合面錢法漸弛。鼓鑄收銅等項。滋生弊端以致制錢日少。價值騰貴。」と云い、戸部、工部、都察院堂官に命じて弊端除去の方策を議せしめたが、それに續けて「（上略）至於部院衙門各處所有廢銅器、血毀銅鐘、及廢紅衣大小銅碾、并直隸各省所存廢紅衣大小銅碾。著盡行稽察。解部鼓鑄。」（十朝聖訓聖祖卷二十七）とある。これによれば、當時に於ける錢價の騰貴

は、こゝに指摘されているような錢法の廢弛に帰せられる面もあるが、制錢の不足、その一因としての鑄造原料銅の不足に基かないとは断言出来ない。元來錢の價格は、その需要供給の關係によつてのみならず、銅價の昇低並びにその銀との關係等によつて変動するから、たとえ錢の供給が時の需要に兎合つたものであつても、錢價と銅價との間に不均衡が生じた場合、例えば錢價に比して銅價高の場合には、射利の徒による私鑄、私燬の不法行爲や奸商による囤積が行われて制錢は流通面から姿を消すに至るであらうし、これによつて需給關係は不均衡に陥り、錢價の騰貴を招くことになる。こゝに錢價と銅價との不調和を調節して錢價の平衡を維持する處置が必要となつてくるわけだ、康熙二十三年（一六八四）には、管理錢法吏部左侍郎陳廷敬の議に依り、錢の重量を每文一錢に減じ（當時は每文一錢四分、國初は一錢二分）、價格の平減を期し、併せて私鑄、私燬を防止しようとしている。これは貨幣政策の定石には相違ないが、私鑄の利なきところは私鑄の利あるところであるから、やがて反動が起つて私鑄が紛々

して行われ、制錢、私錢相混じて流通するの事態

を誘発し、鉄價の低落を來たしたようである。康

熙四十五年（一七〇六）四月には、大學士等は戶

部と會議して、「今鉄價甚賤。不便於民。奉有諭旨

應暫動支戶部庫銀十萬兩。由戶部差官會同五城御

史收買舊制錢。俟錢價既長奏聞。」（十朝聖訓聖祖卷二十七）

と上申し、これに對する上諭には、「錢價賤者。皆

私錢多之故也。」（下略）「同上」とあり、これ

と國牒のある同年七月辛酉の戶部侍郎穆旦の報告

には、「差官會銀收買制錢。天津臨清地方鉄價已長、

但五城民人行用之鉄錢和小錢者。尚多。」（下略）

（同上）の語が覺え、先きに鉄價の高騰を抑え、

その低落するや、またその増長を圖つた消息が窺

われる。然るに康熙三十年代から雍正を経て乾隆

中葉に及ぶ向の上諭及び旨條の奏請の類には、「

錢少價昂。三請之、その理由として制錢の私銷、

私熾、或はまたその直接原因たる銅價の騰貴にの

いて言及してゐるものが多い。例えは、康熙五十

六年（一七一七）六月己亥には、大學士、九卿等

が會議して民間で制錢を私熾して銅となし轉賣す

諭には、「煨壞制錢。原有明禁。待田銅少價昂。

部内鑄錢不敷採買廢銅以致小民射利熾小制錢。作

廢銅變賣。」（下略）「同上」とあり、同

六十一年九月戊子の上諭も京師の鉄價の高騰を

「こと云述べた中で、「上諭」銅帥少則鼓鑄缺、鼓

鑄慢則錢自費。」（下略）「同上」と云い、更に

雍正十三年十一月癸丑の上諭にも「國家設法向小

民日用之需。必使流通交易。可與民用。必每

年鼓鑄而錢下如也。京城之中庫貯錢文甚少。此等

奸徒暗行銷壞之故也。」（下略）「同上」とあり、

と覺えていゝ。それでは康熙末年に於ける鉄價の

高騰の一原因ともなつた銅價の高騰は、一俣内に

帰因するであろうか。

こゝで疑つて清朝の設局に於ける鑄錢原料銅の

採買と調達は如何に行われたかを一瞥するに、國

初に於いては、蒙文門、天津、臨清、淮安、蕪湖

、揚州、清野、九江、兗州、西河等の諸稅關とし

てその稅銀を以て民間の廢銅、舊器を回收して中

央の設局（工部局鑄局）に解送せしめるのが常

であつたが、康熙三十四年（一七一五）に至つて

湖北、湖南、廣東の八省の省換をして正項を動支して毎年四百萬圓を採買せしめることゝなした。次いで同六十年には八省分擔調達方式を改め、江蘇、浙江兩省にこれを請け買わせ、洋鋼即ち日本鋼の採買を行わしめたが、洋鋼足らず賤もよくして云の方式に復した。固より中國は鋼産國ではなく、自國産の力では鐵造原料鋼を賄ふことが出来なかつた。これが日本鋼に對する需要の極めて旺盛であつた事情に外ならず、我が長崎の制鋼が多量に運出された所以なのである。前出の岩生博士作成の「支那船輸出銅數量表」によれば、延寶二年（一六七四清）から貞享元年（一七〇四清、康熙）に至る十一年間の支那船輸出銅は、天和元年（一六八一）及び同二年時の例外を除けば、毎年二百萬斤を割り、船隻數も亦二、三十隻にとゞまり、貞享二年以降のそれに比すれば大差がある。延寶二年より前の状態は同表にないので知る由もないが、恐らくこの約十年間の状態を測らば考えて太過あるまいと思ふ。我が貞享元年は中國ではその前年台湾の鄭氏が滅亡し、前述の海

禁が解除された年に當る。この年を境としてその前後の支那船輸出銅の數量に著るしい差が見られるのは、決して偶然でないと思はれる。因みに上述の如く康熙前期に鐵價高騰の傾向が持續したのは、寧給國縁のアンペレンスなど種々の原因が芳ろうが、その一因は鋼の一般的高價に歸せられると思ふし、このことは日本鋼の輸入が阻害されていたことに關係があるまいか。成る程、この年以降日本鋼の輸入は、表にも現われてゐるやうに、從前に比して増加してゐるに相違ないが、前に觸れた如く、我が長崎貿易は逐年制限されて行く一方であつたから、中國が日本鋼に依存するにしても自ら限度があり、愈々拡大する需要が満たされたとは限らないのである。我が正徳の長崎貿易新令實施直後に當る康熙末年の鋼價高騰は、その反映と解せられないであらうか。

それはそれとしても、勿論中國自國産の銅がなかつたわけではない。中國で銅鑛資源の豊富であつたのは、西南支那、中雲南省の方面であつて、清初この方面に據つた吳藩（吳三桂）の時代、その手で銅鑛の採採、鑄錢も行われたこともあるが、

本格的な採銅に着手されたのは、矢張り清朝が安藩の反亂を平定し、この方面の開闢が進んでからである。雲南の銅鑛業が隆盛に赴くのは、雍正、乾隆の交りであつて、その顛末は最近出た最中平編着の『清代雲南銅政考』に詳しいのでそれに譲るが、果して乾隆元年（一七三六）には京局（寶泉局）用銅十總額四百萬斤の中、一半は雲南より他の一半は日本より採買すること、定め、江蘇、浙江兩省の商人を派して日本銅を購入させたが、動もすれば額数を欠くこともあつたので、同三年には少くとも京局用のものは悉く雲南から調達することに改められてゐる。かくの如く雲南銅即ち滇銅に依存するようになったのは、滇銅の産額が上がり、これを可能ならしめるに至つたに外ならないが、滇銅の開發と増産を促したものは、我が貿易制限の除去に基く日本銅輸入の隘路と云つてよい。それは兎も角として、乾隆年間には既に中國產の滇銅の出廻りと、従来からの洋銅即ち輸入日本銅を勘合して、銅の供給は以前に比べて潤澤になつたものと推測されるが、果して需要に追いついて行けたかどうか疑問である。また滇銅の生

産原價も尙題であらうし、少くとも乾隆前期に於いてはまた銅價高の空気が消滅せず、錢價も亦銀一兩錢八百三十文乃至八百二十文位のところを下し、稍に急落した様子がない。従つて制錢の流通状態が良好であつたことは決して考えられないし、民間もこれを不便とする向きもあつたろう。寛永通寶が中國と流通を見たのは、以上考察した中國の貨幣事情と無縁でない筈であり、當時に於ける中國制錢との品位の比較も亦重要事項として検討を要するが、他日を期することとする。（三四・五）

主な参考文献（文中引用のものを除く）

皇朝文獻通考卷一三十一、錢幣考

皇朝通典卷一〇、食貨一〇、錢幣

皇朝文獻通考卷二一四十二、戶部錢法

皇朝文獻通考卷三十四、錢法

清史稿、食貨志五、錢法

宮崎道生「新井白石の研究」（昭和三十三年）

小栗田洋編「近世社説」（新日本史大系第四卷）

「寛政」一覽（寛政時代の長崎の通商貿易）（『史實雜誌』三八〇、一）

田中克己「清初の貨幣沿革」（『史學研究』六一、一三）